

第8回 名寄市農業委員会総会（平成30年8月）会議録

日 時 平成30年8月30日（木）

午後2時00分 開始

午後2時37分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	報告第1号	農地部会報告について	1件	承認
第3	報告第2号	農用地利用集積計画の変更について	1件	承認
第4	議案第1号	土地の現況証明願いについて	2件	承認
第5	議案第2号	設定された権利の合意解約について	4件	承認
第6	議案第3号	農用地利用集積計画の作成について	7件	承認
第7	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	3件	承認
第8	議案第5号	農地法第4条の規定に係る許可申請について	1件	承認
	その他	農地法第5条転用完了報告について	1件	

第8回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 沼田清憲	10番 又村裕司	19番 小田桐正彦
2番 藤野修一	11番 中村敏夫	20番 新田司
3番 寺田仁志	12番 水間健詞	21番 阿部貴代美
4番 清水康史	13番 進藤博明	22番
5番 村上清	14番 菅原一徳	23番 林秀典
6番	15番	24番 住田美紀
7番 鈴木英二	16番 上手浩幸	25番 横田浩二
8番 山上瞳	17番 南原政幸	26番 村中洋一
9番	18番 高橋貞雄	27番 日野勇一

第8回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 平成30年8月30日（木）午後2時00分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなかお集まりいただきましてありがとうございます。
それでは平成30年度第8回農業委員会総会の開催にあたりまして進藤会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行をよろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
先週の農地利用状況調査は天候が良くないなか、ご尽力をいただきましてありがとうございます。
一カ月前の総会は猛暑でしたが、8月になりますと暑い天候が続かず天候も良くなく、お
お祭り頃になると天候不順で農作物の生育が心配される場所があります。加えまして今
年は台風が多くなっております。
9月、10月は収穫が本格的に始まります。今後の好天を期待しまして農作業も順調に実
施できることをご祈念いたします。
それでは、平成30年度第8回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席者は、6番 越委員、9番 菅野委員、15番 武田委員、22番 竹部委員の4
名です。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。5番 村上委員、7番
鈴木委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長： **日程第2、報告第1号「農地部会報告について」**を議題に供します。
報告第1号について、沼田農地部会長の報告をお願いします。

沼田部会長： 報告第1号「農地部会報告について」を報告します
本日、開催しました農地部会において審査した内容及びその結果について、ご報告申し上げ
ます。審査した案件は次の法人の農地の設定権利に係る適格認定であります。
「株式会社 ASNARO 代表取締役 ○○ ○○」となります。提出された定款などによ
り、法人要件、事業要件、構成員要件、執行役員要件を審査したところ、全ての要件を満
たしており、農地の設定権利について適格と認められることを、ご報告申し上げます。

議 長： 報告第1号について報告が終わりました。この件について質問ありませんか。なければ報
告第1号は原案とお認承することに決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって報告第1号を原案とお認承することに決しました。

議 長： 日程第3、報告第2号「農用地利用集積計画の変更について」を議題に供します。
番号57番につきまして、事務局の説明を求めます。

熊田係長： 本件は水田の賃貸価格10a当り単価を変更するものであります。
(報告第2号番号57番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号57番につきましては事務局の報告のみとさせていただきます。
報告のとおり承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号57番を原案とおりに承認することに決しました。

議 長： 日程第4、議案第1号「土地の現況証明願いについて」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

本郷主事： (議案第1号 番号1番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号1番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

又村委員： はい。

議 長： 10番、又村委員。

又村委員： 10番 又村です。番号1番について説明します。所在は図面8ページの25線の天塩川を
渡り、弥生線の弥生と瑞生橋の間を林道に進んだ付近が所在地となります。今月8日に
事務局と一緒に現地確認をしてきました。現況は雑木があり原野であることを確認してき
ました。よろしく願いいたします。

議 長： 番号1番につきまして10番 又村委員より意見が付されました。
番号1番は原案とおりに承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番は原案とおりに承認することに決しました

議 長： 番号2番については私の案件ですので、議長を代理と交代しますので暫時休憩とします。
(14:08)

議 長： 休憩前に引き続き、議事を再開します。(14:09)
番号2番について、事務局の説明を求めます。

本郷主事：（議案第1号 番号2番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号2番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

進藤委員： はい。

議 長： 13番、進藤委員。

進藤委員： 13番進藤です。番号2番について説明します。所在は図面9ページで道道下川風連線があり東生のマーカーの「東」の字から北へ行くと点・点の北側が所在地となります。事務局と現地確認に行きましたが、現場に到着するのは困難が予想されたので、東生在住の〇〇さんにガイドをお願いして行きました。現況は雑木があり森林化していることを確認してきました。よろしくお願いいたします。

議 長： 番号2番につきまして13番 進藤委員より意見が付されました。
番号2番は原案とおりに承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番は原案とおりに承認することに決しました
席移動につき、暫時休憩とします。（14：11）

議 長： 休憩前に引き続き、議事を再開します。（14：12）
日程第5、議案第2号「設定された権利の合意解約について」を議題に供します。
番号2番から5番につきまして、事務局の一括説明を求めます。

熊田係長：（議案第2号 番号2番から5番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号2番から5番につきましては事務局の報告のみとさせていただきます。
報告のとおり承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番から5番を原案とおりに承認することに決しました。
た。

議 長： 日程第6、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。
番号33番（売買）については小田桐委員の意見がありますので席移動につき暫時休憩と
します。（14：15）

議 長： 休憩前に引き続き、議事を再開します。(14:16)
番号33番について、事務局の説明を求めます。

熊田係長： (議案第3号 番号33番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号33番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

小田桐委員： はい。

議 長： 19番、小田桐委員。

小田桐委員： 19番小田桐です。番号33番について説明します。所在は地図の5ページの61番ブロックの右側に宗谷本線があり線路を越えすと縦線付近が所在地となります。今月の10日に風連庁舎で私と村中委員と地元組合から1名と事務局であっせん委員会を開催しております。本来は面積的に3条申請の売買ではありましたが、昨年あっせん委員会を開催しましたが2反の面積が残り建物を取り壊したため、昨年の取り決めにより再度あっせん委員会を開催しました。畑の10a当り価格は20千円であります。問題ない案件と思えますがよろしく願いいたします。

議 長： 番号33番につきまして19番 小田桐委員より意見が付されました。
番号33番は原案とおりに承認することに決したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号33番は原案とおりに承認することに決しました。
席移動につき、暫時休憩とします。(14:17)

議 長： 休憩前に引き続き、議事を再開します。(14:18)
議案第3号 番号12番、13番(賃貸借)につきまして、事務局の説明を求めます。

熊田係長： (議案第3号 番号12番、13番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号12番、13番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

鈴木委員： はい。

議 長： 7番、鈴木 委員。

鈴木委員： 7番鈴木です。番号12番、13番についてについて説明します。番号12番は5年の賃貸期間であり、番号13番は1年の賃貸期間の変更となり賃貸の更新であります。問題ない案件と思えますが、よろしく願いいたします。

議 長： 番号12番、13番につきまして7番鈴木委員より意見が付されました。
番号12番、13番は原案とおりに承認することに決したいと思えます。これにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号12番、13番を原案とおりに承認することに決しました。

議 長： **番号14番**については小田桐委員の意見がありますので席移動につき暫時休憩とします。(14:21)

議 長： 休憩前に引き続き、議事を再開します。(14:22)
番号14番について、事務局の説明を求めます。

熊田係長： (議案第3号 番号14番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号14番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

小田桐委員： はい。

議 長： 19番、小田桐委員。

小田桐委員： 19番小田桐です。番号14番について説明します。本件の所在は地図の5ページの60番ブロックの隣のブロックで中段に横線があり向い側が所在地となります。本件は合意解約の番号2番に関係しまして〇〇さんの親戚であります〇〇さんが10年以上耕作していましたが体調不良のため今回、〇〇〇〇さんと新規で賃貸するものであります。よろしくお願ひいたします。

議 長： 番号14番につきまして19番 小田桐委員より意見が付されました。
番号14番は原案とおりに承認することに決したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号14番は原案とおりに承認することに決しました。
席移動につき、暫時休憩とします。(14:23)

議 長： 休憩前に引き続き、議事を再開します。(14:24)
議案第3号 番号3番から5番(使用貸借)につきまして、事務局の説明を求めます。

熊田係長： (議案第3号 番号3番から5番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号3番から5番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

村中委員： はい。

議 長： 26番、村中 委員。

村中委員： 26番村中です。番号3番から5番について説明いたします。所在は図面7ページの国道239号の朝日のマーカーがあり11線の下川町の境界から西側に行った所が所在地となります。本件は農地所有適格法人の設立に伴う使用貸借の変更であります。問題ない案件と思いますがよろしく願いいたします。

議 長： 番号3番から5番につきまして26番村中委員より意見が付されました。番号3番から5番は原案とおりに承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番から5番を原案とおりに承認することに決しました。

議 長： 日程第7、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します
番号11番について、事務局の説明を求めます。

本郷主事： （議案第4号 番号11番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号11番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

清水委員： はい。

議 長： 4番、清水委員。

清水委員： 4番清水です。番号11番について説明します。本件は3条申請による売買であります。この農地は〇〇さんの住宅の真向いにあり維持管理は〇〇さんが行っており、今回、3条申請で売買するものであります。何ら問題ないと思いますがよろしく願いいたします。

議 長： 番号11番につきまして4番清水委員より意見が付されました。番号11番は原案とおりに承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号11番は原案とおりに承認することに決しました。

議 長： 番号12番について、事務局の説明を求めます。

本郷主事： （議案第4号 番号12番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号12番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

高橋委員： はい。

議 長： 18番、高橋委員

高橋委員： 18番、高橋です。番号12番について説明します。本件の所在は図面の6ページの天塩川をバイパスが横切っており、北4号と北3号の間にJRがあり左が所在地となります。今回、3条申請で売買するものであります。問題ない案件と思いますがよろしくお願いたします。

議 長： 番号12番につきまして18番高橋委員より意見が付されました。番号12番は原案とお承認することに決したいと思ひます。これにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号12番は原案とお承認することに決しました。

議 長： **番号13番**について、事務局の説明を求めます。

本郷主事： (議案第4号 番号13番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号13番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

日野委員： はい。

議 長： 27番、日野委員。

日野委員： 27番日野です。番号13番について説明します。所在は図面の8ページの東側の東風連に小学校のマークがあり南に200m行き更に西側に300m行った所が所在地となります。以前に〇〇さんが耕作しており今回、残地分を3条申請で売買するものであります。よろしくお願いたします。

議 長： 番号13番につきまして27番 日野委員より意見が付されました。番号13番は原案とお承認することに決したいと思ひます。これにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号13番は原案とお承認することに決しました。

議 長： **日程第8、議案第5号「農地法第4条の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

熊田係長： (議案第5号 番号1番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号1番の説明が終わりました。
ここで皆さんからの意見を求めます。

沼田委員： はい。

議 長： 1番、沼田委員。

沼田委員： 1番沼田です。番号1番について説明します。所在は図面8ページで、道道瑞生下士別線の2個目の道路が所在地となります。転用される隣接農地に木造の古い格納庫がありましたが、今年の冬に雪害で破損したため格納庫を取り壊しましたが、今回は大きな格納庫を建設することになりました。何ら問題ないと思いますが、よろしく願いいたします。

議 長： 番号1番につきまして1番 沼田委員より意見が付されました。
番号1番は原案とおりに承認することに決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番は原案とおりに承認することに決しました

議 長： その他「農地法第5条転用完了報告について」を議題に供します。
番号1番につきまして、24番 住田委員の報告をお願いいたします。

住田委員： 24番 住田です。番号1番について報告します。現地に行き農家住宅の建設が完了していることを確認しましたので報告いたします。よろしく願いいたします。

議 長： ご報告ありがとうございました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第8回名寄市農業委員会総会を終了させていただきます。

(午後2時37分 閉会)

【公告：平成30年8月30日 番号81番】

会 長 進 藤 博 明

署 名 委 員 村 上 清

署 名 委 員 鈴 木 英 二
